

# 議会運営委員会記録

令和6年11月7日（木）

開議 12 時 59 分

閉議 14 時 05 分

第4委員会室

## 出席者

〔委員〕柳楽委員長（代理：佐々木議員）、永見副委員長、  
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員（代理：沖田議員）、  
川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

---

## 議 題

- 1 請願・陳情の取扱い変更後の対応について
- 2 浜田市議会陳情書取扱基準の一部改正について
- 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 4 その他

資料1

資料2

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 12 時 59 分 開議 ]

○永見副委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。なお、柳楽委員長が欠席のため代理として佐々木議員が出席されている。また、村武委員が欠席のため代理として沖田議員が出席されている。

1 請願・陳情の取扱い変更後の対応について

○永見副委員長

陳情審査のタイミングについて3常任委員会で意見を確認していただくよう依頼していた。その件については本日対応を決定したい。それでは、各常任委員会で出た意見を報告してほしい。

○芦谷委員

総務文教委員会には山水海の議員が3名いることもあり、陳情についてはその都度判断をするということで大筋の了解を得た。

○三浦委員

福祉環境委員会では定例会議の間の委員会をうまく使ったの審査は検討しても良いという声もあったのだが、執行部へのヒアリング等もあって出てくるたびにオンタイムで審査するのは様々な形で負担も大きくなるとの疑問の声もあり結論は出なかった。そういう声を議会運営委員会に持ち帰って議論してほしいとのことだった。

○川上委員

産業建設委員会は過日皆で話したところ、これまでどおりで良いのではないかとのことだった。

○永見副委員長

各常任委員会から報告をいただいた。質問や意見があればお願いします。

○下間局長

事務局から確認させてほしい。総務文教委員会は陳情が出たその都度と言われたが、それは1回1回、出た都度に委員会を開いて決めるということか。

○芦谷委員

その判断は常任委員会で判断する。思ったのは、3常任委員会がばらばらではいけないので、年8回ということもあるので、我々総務文教委員会とすれば山水海から提案された、提出があったときにその後直近の委員会でやるとか、3常任委員会で歩調を合わせるということである。

○永見副委員長

歩調を合わせるとは。

○芦谷委員

三つの常任委員会が審査をする委員会の開催時期がばらばらではいけないので、

歩調を合わせて、長い間放置するような委員会があってはいけないという意味である。

○永見副委員長

つまり出たものは取りまとめて期間を決めて審査するということか。

○芦谷委員

はい。

○下間局長

今までどおり、定例会議中の委員会内で審査するわけではないが、どこかのタイミングで全部の陳情を締め切って、一旦審査するものとそうでないものを分けて、3常任委員会が同じようなタイミングのときに審査をする。昔で言えば調査会のようなタイミングでやるのか。今は各委員会によって開催時期がばらばらなので、定例会議の1週間前くらいに必ず委員会をやっているが、それ以外の開催は各委員会が個々ばらばらにされているので、そうなると同じようなタイミングではない。となると、昔で言う調査会のようなタイミングで審査する、それは三つの常任委員会同じように足並みをそろえようという意見なのか。

○芦谷委員

それが望ましい。

○永見副委員長

今まで4回やっていたものを8回やるという解釈で良いか。

○芦谷委員

8回になるのはちょっと。

○永見副委員長

今は通常、各定例会議でやっているので途中の委員会でもやるとなると、それに4回加えて年8回の審査になるが。

○芦谷委員

陳情が出ればそうなるかもしれない。

○永見副委員長

現行どおり定例会議中の常任委員会で審査を行うことと、その中間に各常任委員会のタイミングでやるのも合わせて年8回という意見が出た。ほかに意見があればお願いします。

○三浦委員

今日はそれを議論するのか。

○永見副委員長

議論して、できれば本日決定させてもらいたい。暫時休憩する。

[ 13 時 07 分 休憩 ]

[ 13 時 16 分 再開 ]

### ○永見副委員長

委員会を再開する。各常任委員会から意見を伺い、またほかにもいろいろな意見を皆から伺った。その中で、これまでどおり開催して不都合な点が見受けられれば検討してはどうかという意見が出たが、皆はいかがか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは今言ったとおり行っていきたい。

## 2 浜田市議会陳情書取扱基準の一部改正について

### ○永見副委員長

資料1を参照されたい。これは超党みらい及び公明クラブからの提案を踏まえ前回9月30日の議会運営委員会にて、既存の基準などを一部改正することが決まり正副委員長と事務局とで作成した案である。改正事項を赤字で示している。改正案について何か意見があればお願いします。

( 「異議なし」という声あり )

この案のとおり、基準を変更することとしてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは事務局は基準を改正し、改正後はS i d e b o o k s等のデータ更新後、L I N E W O R K Sで全議員への周知をお願いします。

## 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

### ○永見副委員長

資料2を参照されたい。現状の運用に合わせて赤字のように改正してはどうかと、事務局から案が示された。事務局から説明をお願いします。

### ○松井次長

( 以下、資料を基に説明 )

### ○永見副委員長

第5章その7、議会に出席する議員の服装への意見を伺いたい。

### ○川上委員

すでに執行部側はこの形になっているので、議会も同様で良いのではないか。乱れたものはまずいが、議員の良識に任せて良いと思う。

### ○永見副委員長

議員の良識に合わせる。ほかにはないか。

### ○松井次長

川上委員が先ほど執行部に合わせると言われたが、今の執行部の対応としては、議会の会議に出席する際は。

### ○川上委員

違う。そうではなく①のほうである。年間を通じて各自判断という形になっているので、それで良いのではないか。あとは議員の良識に合わせる。

○三浦委員

執行部は議会に来る際にはジャケット着用となっているのか。

○松井次長

5月から10月までは上着なしネクタイなしでも可ということは、裏を返すと11月以降は上着とネクタイ着用で出席しなければならない。

○三浦委員

僕は個々の判断でも良いとも思うが、議会側が考えるスタンスと執行部が考えるスタンスがばらばらで、議場の雰囲気合わないのはいかがでしょうかと思う。したがって合わせておいたほうが良いのではないかと思います。

○永見副委員長

執行部に合わせたほうが良いのではないかという意見も出たが、ほかに意見はあるか。

○大谷委員

三浦委員と同意見である。何かの申し合わせで服装を統一するといったことがあれば、またそのときの申し合わせでとは思いつつも、一応議会を撮影された際にある程度の一体感があつたほうが望ましいし、個人の自由とはいいつつも一応申し合わせがあつたほうが服装選びに苦労しない。今のように執行部に合わせるという形で良い。

○永見副委員長

執行部に合わせたほうが良いという意見が多いように思うがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では、執行部に合わせるという形にさせていただく。申し合わせ事項の記載についてはどうするか。

○松井次長

確認だが、執行部の対応としては議会の会議に出席する際の服装なので、本会議も委員会も全員協議会も同じような扱いになっているが、議員についてはいかがか。本会議と委員会等で分ける必要があるかについても意見を伺いたい。

( 「執行部に合わせよう」という声あり )

○永見副委員長

全て執行部に合わせるという形にしたいと思う。申し合わせ事項の修正等についてはどうなるのか。

○下間局長

入れておいたほうが良いので、先ほどの意見で良いというのであれば、議会の会議に出席する議員の服装については、5月1日から10月31日までは上着及びネクタイ着用なし可、ポロシャツ可とし、もう少し分かりやすくするなら11月以降は上着及びネクタイ着用とするという記載になる。それでよろしいか。

○永見副委員長

今の説明のとおりでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

○三浦委員

前提として正装してくるということで、ネクタイを締める。女性は大体ネクタイされない方が多いし、この表現がどうかとは思いますが、基本的には正装で来てくれというルールがあって、夏は暑いからネクタイを外したりジャケットを脱いだりしても良い、クールビズの文脈から書かれた話だと思う。

前提としては議会の場にフォーマルな服装で出よう、それはサンダルを履いて入るなどは違うということが前提としてあった上で、軽装で暑さ対策しても良いということが書かれたものだと思う。基本的には正装で本会議や委員会に参加するのは前提の話なのかなと思う。それをルール化していくのは別の話かなと思う。

○川上委員

議会というのは本会議場だけなのか、委員会なのか、視察なのか。結局そういうことになるから難しいと思う。

○芦谷委員

例えば今日の場合はネクタイをしなければいけなかったのか。

○下間局長

まだ決めてない。

○芦谷委員

執行部では軽装で良いということなので、本会議の場合はそうかもしれないが、こうした委員会などは軽装でも良いと感じるのだが。

○下間局長

執行部が軽装と言われるのは、基本的には議会の会議ではないときである。

○村木委員

今日の産業建設委員会では、確か全員ネクタイを着用していた。

○三浦委員

夏でも執行部はポロシャツで議場に来られるだろうか。

○下間局長

今まではあまりなかったかもしれないが、これからはあるかなと思う。

○川上委員

そのことに関しては各会派に持ち帰らせてほしい。

○大谷委員

ここで決めよう、それほど難しい話ではない。

○川上委員

僕は先ほど言ったとおり、個人の良識に合わせれば良いと思っている。

○三浦委員

基本的には議会への参加は正装で、夏の期間は軽装を認めるといった程度のことで良いのではないかな。多分、ネクタイをするのが正装だと思うが自分も正確には分からない。正装とは何かを定義付けしないと分からない。正装としてネクタイを締め

るという形があるから、ネクタイを外しても良いというルールがここに書かれているだけの話で、基本的には着用するのが正装なのだと私は理解している。

○永見副委員長

上着についての言及はないが、ネクタイはなくても良いとされている。

○松井次長

執行部の職員については軽装ルールが導入されたので、クールビズという考え方が年間通して導入されたような形だと思う。今まで我々市職員は11月以降はネクタイ着用が基本だったのだが、議会の会議でなければ着けなくて良いとされた。

○芦谷委員

年間を通じて軽装でも良いというのがベースにあるので、しばらくやってみるのも良いと思う。ここであまりがちがちに決めず、議員個人の判断でやってみるということで。

○沖田議員

今決めているのは申し合わせ事項か。

○下間局長

はい。

○沖田議員

では難しくせず、恥ずかしくない格好で良いのでは。

○永見副委員長

執行部も本会議と委員会についてはネクタイ・ジャケット着用と記載されている。議員も本会議と委員会については、そういう対応に合わせるという形が良いのではと思うが、いかがだろうか。

○川上委員

多分執行部は、議会側がそうするからそれに合わせているだけで、そうでなければ絶対に合わせないと思う。良識に任せれば良いのではないのか。沖田議員もそう言っていた。

○芦谷委員

総務文教委員会では両方あったと思うが。正装の人もネクタイの着用がない人も。

○松井次長

ご指摘のとおりネクタイを着用してない職員がいたが、それは執行部のルールを理解していなかったものと思われる。

○川上委員

何の問題もないと思うが、ネクタイをしてないから退場せよと言えるか。単なる申し合わせ事項なのに。

○三浦委員

正装が何なのかが定義付けできない。正装に代わる、それぞれの議員の良識に任せて服装を選びなど、正装に代わる何か、それが基本だというものを置かないと。

○大谷委員

これが自分の良識だと言われたらどうしようもない。

**○川上委員**

他人に不快感を与えなければ良いのではないか。

**○大谷委員**

不快感にしても感性の問題だから、思わない人もいれば思う人もいる。決める以上はきちんとした言葉を使うべきである。基本的には今言ったように、議会という立場ではそれなりの服装をとということで大体の雰囲気は合っているように思うので、それなりの服装で良いのではないか。文言をどうするかは事務局に適切な文言にしてもらって良いと思う。あまりこればかりを論議するのはいかがかと思う。

**○下間局長**

先ほどから言われている、各議員の良識の範囲内での判断という言葉があいまいに感じるのだが。

**○永見副委員長**

最初に、議会も執行部に合わせるという意見と、議員の判断に委ねるという意見が出た。

**○下間局長**

各議員の良識の範囲内での判断としながら、5月1日から10月末までは上着ネクタイ不要でポロシャツも可という文言は入れておいても良いと思うが。

**○三浦委員**

僕は正装が良いと思う。正装という言葉がどうなのかということもあるが、議員の判断ということでやればもっとぼやけるから、それは個々の判断で正装すれば良い。それが堅苦しいのか使いにくいのであれば別の文言を考えないと。軽装ありきの話ではないと思うので、それが何なのかは決めておかないと良く分からなくなるという話をした。

大谷委員も、感覚が違うから委ねられるような文言にしておくルールなのか良く分からないという話だったかと思う。だから正装のほうが良いのではとやっているのは、ある程度のルールを示すという意味で。協議を重ねるほどの話ではないと思うが。

**○川上委員**

本会議場と委員会室においては、くらいで良いのではないか。

**○村木委員**

執行部はこうするのだから、それに対応すれば良いのでは。

**○川上委員**

執行部はあくまでも議会がするから合わせているだけ。間違いない。

**○村木委員**

これを読めば大抵分かるが。

**○永見副委員長**

執行部はこのスタンスだという形で示されている。



○下間局長

②と同じような言い方を申し合わせに書くことは可能だが、先ほどからの意見で、11月以降も議員はネクタイをしなくても良いのではないかという意見があるのでこのとおりにならない。そこを決めてもらいたい。

○芦谷委員

ここで明確にせず、しばらくやってみれば良いと思うが。

○川上委員

これまでも決めずにやっていたのだから、申し合わせする必要があるかどうかだけの問題である。それなら良識に合わせれば良いのでは。

○下間局長

意見が分かれている。良識の範囲で良いとするならそうするし、そうでないなら決める必要がある。

○沖田議員

切りがないのでは。

○下間局長

深掘りするつもりは全くない。良識の範囲内で良いとするのか、11月以降は上着ネクタイを着用すると入れるか入れないか。

○大谷委員

執行部に合わせるという表現は駄目なのか。

○下間局長

それで良いなら良いが、そうすると11月以降はネクタイを着用することになる。

○川上委員

議会に出席するときと書いてあるが、議会とは何か。委員会も視察も全部議会だろう。議員の活動すなわち議会なのだから、僕らは視察もネクタイとジャケット着用でないと駄目なのか。

○下間局長

議会の会議に出席する場合である。

○芦谷委員

研修会はどうか。

○松井次長

研修会は議会の会議に含むのではないか。

○川上委員

そこまでやるかやらないかの話である。

○永見副委員長

暫時休憩する。

[ 13 時 50 分 休憩 ]

[ 14 時 03 分 再開 ]

○永見副委員長

委員会を再開する。いろいろ意見が出たが、議員の判断とするという意見が多いように思うので、そのように決めさせていただいてよろしいか。

( 「はい」という声あり )

○松井次長

案を読み上げる。「議員が議会の会議に出席する際の服装は、各議員の判断とする」。

○永見副委員長

今読み上げてもらった文言に修正させていただいてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにさせていただく。事務局は申し合わせ事項を改正し、改正後はS i d e b o o k s等のデータに更新後L I N E W O R K Sで全議員へ周知されたい。

4 その他

○永見副委員長

ほかに委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では、次回議会運営委員会の日程は、11月25日月曜日午前10時から全員協議会室で開催する。最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 14 時 05 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 柳楽 真智子